# 東京都視能訓練士養成所指導要領

# 1 一般的事項

- (1) 視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号。以下「令」という。)第11条の 指定の申請は、知事に提出すること。
- (2) 令第12条第1項の変更の承認申請は、知事に提出すること。
- (3)養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4)会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5)養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

# 2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとすること。
- (4)入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5)健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

#### 3 教員に関する事項

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- (3) 専任教員である医師は、視能訓練につき少なくとも5年程度の経験を有する者であること。

## 4 授業に関する事項

- (1) 視能訓練士学校養成所指定規則(昭和46年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。)別表第1及び別表第2に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。
- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授

業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (3) 臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、実習時間外に 行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。
- (4)単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、 当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表 1 の備考 2 及び別表 2 の備考 2 に定める大学、高等専門学校、 養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、 個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められ る場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業は行わないこと。但し、別表1の教育内容(社会の理解)に 掲げる事項についてはその限りでないこと。

# 5 施設設備に関する事項

- (1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (2) 実習室として次の実習ができるものを有し、その広さは、学則に定める入学定員1 人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備 機能を有すること。ただし、視能訓練のための実習及び眼科実習を行う実習室につい ては、構造設備が兼用できる場合に限り、相互に兼用しても差し支えないものである こと。

基礎学科のための実習、視能訓練のための実習及び眼科実習

- (3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。
- (4) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。
- (5) 教育上必要な専門図書は1,000冊(ただし、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第2号の養成所にあっては500冊)以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

## 6 臨地実習に関する事項

- (1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1 名は視能訓練士であって厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨地実習指導 者講習会」を修了した者であることが望ましいこと。
- (3) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。
- (4)保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで、実習の機会を設けることが望ましいこと。

#### 7 その他

- (1)入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の 名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条第1項の報告は確実かつ遅滞なく行うこと。 なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。
- (3) 指定規則第3条第3項の承諾書は、申請に係る養成所が実習施設である病院に附設されている場合においては、添付を省略しても差し支えないものであること。

# 8 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中(指定申請書提出後にあっては指定申請中)であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為(従来の学生の定員に係る分の学生の募集行為を除く。)については、これに準じて行うこと。

附則

- 1 この要領は、平成27年8月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについて は、なお従前の例による。

附則

- (1) この要領は、令和5年6月12日から施行し、視能訓練士法(昭和46年法律第64号、以下「法」という。)第14条第1号は令和6年4月1日から、同法第14条第2号は令和8年4月1日から適用する。
- (2) この要領の適用の際、現に法第14条第1号及び第2号の指定を受けている視能訓練士養成所において視能訓練士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、改正後の東京都視能訓練士養成所指導要領に係る4の(3)及び(5)並びに6の(2)及び(4)並びに別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表1 (視能訓練士養成所指導ガイドラインのとおり)

別表2 (視能訓練士養成所指導ガイドラインのとおり)